

宮若市新規事業所開設支援補助金について

宮若市では、市内の創業を促進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、事業所の開設に係る資金の一部を予算の範囲内において補助します。

補助の条件

対象者

以下のすべてに該当する個人又は法人

- ・事業を営んでいない方で、市内で個人事業又は中小企業を創業しようとする方
- ・対象の創業支援※を受け、確認書等を受領している方

※対象の創業支援

- ・宮若商工会議所又は若宮商工会：創業相談・創業スクール
 - ・(株)日本政策金融公庫：創業サポートデスク又は創業支援
 - ・認定連携創業支援事業者、金融機関が実施し、市長が適当と認めた創業支援
- ・市町村税等に滞納がない方
 - ・この補助金の交付を受けていない方
 - ・事業を行うにあたり、法律に基づく許認可等が必要な場合は、それを有し、又はその取得が確実である方
 - ・宮若市内に住所を有し、宮若商工会議所又は若宮商工会の会員となる方
 - ・暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない方

注意事項

- ◆他の方から事業を継承する場合は、補助金の対象外です。
- ◆次の事業を創業する場合は、補助金の対象外となります。

風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜における酒類提供飲食店営業、金融業、保険業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、連鎖販売業、各種チェーン店（個人創業の場合を除く）、その他市長が不適当と認める事業

補助対象となる経費

対象経費

次に掲げる経費であって、総額50万円以上の工事等

- ・事業所や店舗、工場等の開設に係る新設・改装に係る経費
- ・事業所の附帯設備・備品の設置（本体価格1品1万円以上）に係る経費
- ・キッチンカーの車両の改装に係る経費

注意事項

- ◆対象となるのは、補助金交付決定後に着手し、交付決定日の年度内（3月31日まで）に完了する工事等ですのでご注意ください。
- ◆次の経費は対象外となります。
 - ・住居部分など、直接事業の用途に付さない部分に係る経費
 - ・国又は県等の補助金をうける場合、その補助金額
 - ・消費税

補助金額

対象経費の1/2（上限100万円）

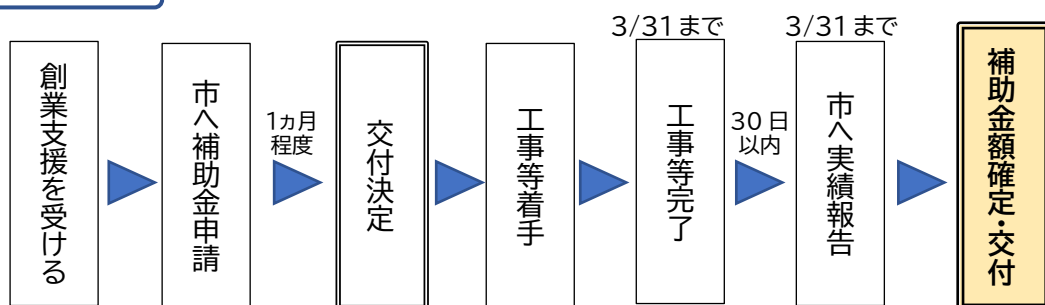
申請について

申請書類

- ☐ 宮若市新規事業所開設支援補助金交付申請書（様式第1号）※
- ☐ 個人情報に関する同意書（様式第2号）※
- ☐ 法令遵守宣誓・誓約書（様式第3号）※
- ☐ 対象の創業支援を受けたことを証明する書類（創業スクールの修了証など）
- ☐ 事業計画書及び収支計画書等（金融機関の融資を受ける場合は、それを証明する書類も含む）
- ☐ 工事等見積書の写し及び補助対象経費の積算根拠が確認できる書類
- ☐ 工事等図面等
- ☐ 工事等予定箇所の写真
- ☐ 市税等納税証明書
- ☐ （許認可が必要な業種の場合）許認可証等の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※様式は市ホームページよりダウンロード可能です。

交付までの流れ



注意事項

- ◆交付決定後、対象経費に変更が生じた場合は、変更承認申請が必要になります。
- ◆実績報告提出後、宮若商工会議所又は若宮商工会へ事業内容等を情報提供させていただきます。
- ◆事業開始の日から起算して5年を経過する日までに事業を中止し、又は廃業もしくは事業所を市外に移転した場合、補助金をほかの用途に使用した場合等は補助金の返還を求めることがあります。

《申請受付・問合せ先》

宮若市役所 産業観光課 商工振興係（2階3番窓口）

〒823-0011 宮若市宮田29番地1

TEL：0949-32-0519 FAX：0949-32-9430

e-mail：syoukou@city.miyawaka.lg.jp

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（※土・日・祝日、年末年始を除く）



市HPはこちら